

農業者戸別所得補償制度の概要

～本年4月から本格実施!!～

目的

販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

交付対象者

対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

水田活用の所得補償交付金

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払いで直接交付します。

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円／10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円／10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円／10a

米の「生産数量目標」の達成にかかわらず助成対象となります。

二毛作助成

1.5万円／10a

耕畜連携助成

1.3万円／10a

産地資金

地域振興作物	交付単価
トマト、ニラ、生姜、ピーマン イチゴ、ミシマサイコ	1.4万円／10a
その他作物	交付単価
地域振興作物を除くその他作物（景観形成作物・地力増進作物は交付対象外）	0.7万円／10a

地域の实情に即した振興作物の生産性向上等を支援

※交付対象面積の集計の結果、単価が下がる場合があります。
※地域振興作物名及び交付単価については現在、協議中です。

米に対する助成(生産数量目標を守った者)

米の所得補償交付金

1.5万円／10a

米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を直接交付します。

米価変動補てん交付金

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

米の所得補償交付金と合わせて標準的な生産費を補償するものとして、「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額分を10a当たりの単価で直接交付します。

交付対象面積

○交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定（種子、醸造用玄米は10a控除の対象外）

○集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除